

国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会（第5回）

平成29年9月27日

【課長補佐】 それでは、定刻より若干早いですけれども、皆さんおそろいになられましたので、ただいまから国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第5回会議を開催します。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。事務局の国土政策局総合計画課国土管理企画室の槇島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

会議の冒頭に、本日の会議の公開について申し上げます。国土管理専門委員会設置要綱の5にありますとおり、本会議は公開することとされており、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点について、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。一番上から議事次第、続きまして座席表、資料1 委員名簿、資料2 国土管理専門委員会とりまとめ報告資料、資料3「国土管理専門委員会」における検討趣旨・主な論点（案）、資料4-1、論点に関する補足資料1、資料4-2 論点に関する補足資料2、参考資料としまして、国土管理専門委員会設置要綱、国土管理専門委員会2017年のとりまとめ、パンフレット「これからの時代の地域デザイン」、最後に国土審議会及び計画推進部会の議事要旨となっております。

以上の資料につきまして、不備がございましたら事務局までお知らせください。

なお、審議中にご発言をいただく場合には、マイクを回しますので、そちらを持ってのご発言をお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、国土政策局長の野村よりご挨拶申し上げます。

【国土政策局長】 おはようございます。本日は、午前中からの会議となりましたけれど、ご出席を賜りましてありがとうございます。改めまして、この7月に着任をいたしました野村でございます。皆様方には引き続きご指導賜りますよう、何とぞよろしく願い申し上げたいと思います。

一昨年策定されました第二次国土形成計画、ちょうど丸2年たって3年目に入るところでございます。ご案内のとおり、国土審議会に計画推進部会を設け、そのフォローアップ、推進を図るべく、この国土管理専門委員会を含めて今4つの専門委員会を計画推進部

会に設けまして、それぞれ国土形成計画のフォローの議論を行っているところでございます。

この国土管理専門委員会は、直近の最終回は5月で今年度に入ったわけですが、昨年度は特に国土利用計画のあり方、特に市町村計画のあり方ということで、これからの国土利用・管理に対応した国土利用計画、特に市町村ベースでどのように進めていくかというご議論をいただきました。

今年はさらに、例えば複合的な施策というようなキーワード、あるいは選択的な国土利用というキーワード、これらを進める上での課題、あるいは対応の方向性についてご議論をいただきたいと思っております。

人口減少の時代を迎え、国土の管理、管理コスト、財政制約ということもありますので、コストの低減を図りながら、しかしいかに適切に管理をして、そして質的な向上を図っていくか、より安全で豊かな国土をどのように築いていくのかということは、ほんとうに難しい課題になっております。

一方で、私事で恐縮ですが、私は島根県庁に四半世紀ほど前に4年間ほど出向して、前半2年間は主に国土利用計画をはじめとして、地籍調査ですとか、旧国土庁関係の仕事の担当もしておりました。県の計画は、そこで担当もして、一応リバイズもしたという経験もあるので、島根県というのは非常に国土管理のやり方についてもさまざまな課題が凝縮されているようなところであります。ご案内かと思いますが、そこで長いこと中山間地域の研究をされておりました藤山浩先生が先般独立をされました。さまざまな統計上の先生のご工夫の中からもいろいろな発表をされたのですが、ご承知かもしれませんが、実は離島や山間部で人口が昨今実質的な社会増ということで、多分郡部はかなり小さいということもあって、数字が非常に大きくきいてくるということはあるにしても、地域的な隔絶されたような箇所でも、実は社会増。これは補正をされて、先生らしい実質的な社会増という言葉を使っておられますけれど、そのような現象が見られる。

あるいは、例えば30代の女性層というところにターゲットを絞ってみても、スライドして5年間で実はその年齢層が増えている。これも実は山間部であるとか、離島部で増えているというようなこともあります。

さまざま要因はあろうと思っておりますので、一概には言えませんが、しかし何か少しこれまでと違うベクトルが動きつつあるのかもしれない。したがって、この議論はほんとうに変数が多いといえますか、将来をどのように予測しながら国土管理などを考えるか

というのはほんとうに難しい議論になるかと思えますけれども、今年度も引き続きまして先生の皆様方にぜひご指導賜りまして、この問題は国土交通省だけではなくて関係省庁、公共団体や先生方とも連携しながら進めていかなくてはならないと考えております。

国土形成計画をしっかりと推進するというに私どもも取り組んでまいりたいと思えますので、ぜひ大所高所からのご指導、ご助言を引き続き賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

【課長補佐】 ありがとうございます。

これより先、カメラによる撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

本日は、浅見委員、一ノ瀬委員、大原委員は、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。また、本日は7名の委員にご出席いただいております。国土管理専門委員会設置要綱の4に定められております会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを申し添えます。

これ以降の議事運営は、委員長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【中出委員長】 それでは、第5回の国土管理専門委員会を始めさせていただきたいと思えます。今ほど局長からのご挨拶もありましたように、第4回目までで1年目のワンクール、ひと区切りつきまして、計画推進部会で報告をさせていただき、少しサジェスションをいただいたものを受けて、今年度また4回続けるに当たって、最初、今年度の全体の枠組みの議論と、昨年度の若干の残った部分についての議論をしていただいて、今年度というか、多分同じように4月、5月までだと思えますが、4回でもう一段深めた議論をさせていただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。議事次第をごらんいただきたいと思えますが、まず事務局から説明の後に、議論に入りたいと思えます。事務局から、資料2と3に基づいて説明をお願いしたいと思えます。よろしくお願い致します。

【国土管理企画室長】 国土管理企画室長の藤原でございます。お手元の資料2、3によりまして、これまでの検討経緯ですとか、その後の状況のご報告。また、今後の議論の進め方の案といったあたりにつきまして、ご説明をさせていただければと思えます。

まず資料2でございますけれども、この専門委員会の検討経緯につきまして、計画推進部会、国土審議会に、この5月、6月に報告した際の資料ということでございます。3.というところをごらんいただきますと、昨年9月より4回ご議論いただきまして、2ペ

ージ目に入りまして、5月にとりまとめをしていただいたという次第でございます。

概要につきましては、続く3ページ目にカラーの縦の1枚紙がございますが、人口減少下の国土の利用・管理を進めていく上で、特に市町村を中心としたような土地利用の構造の転換を進めるに当たっては、総合計画を空間化したような土地利用構想図などの活用を図っていくべきといった内容についてとりまとめをしていただいた次第でございます。

とりまとめ全体につきましては、ご参考までに、資料の後ろに参考資料2として白い冊子もお配りしているところでございます。

また、このとりまとめを審議会ですとか部会に報告した際の議事要旨につきましては、資料の最後に参考資料4として添付をさせていただいております。こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして、資料3によりまして、今後の進め方としまして、検討を進めていく主な論点の案につきましてご確認などをいただければと存じます。検討趣旨・主な論点（案）について記載をしております。上段の部分につきましては、この専門委員会の検討趣旨ということでございまして、昨年と基本的に変わりはございませんけれども、中段の下線部以下が、今回主な論点案として追記などをさせていただいた箇所となります。

平成28年度とある部分は、今ご案内した4回は国土利用計画、市町村計画の制度のあり方についてご検討いただいたということでございますけれども、今年度につきましては人口減少下の国土管理のあり方としまして、「複合的な施策」「選択的な利用」などを、多様な主体による国土の国民的経営のもと推進する上での課題と対応の方向性について整理・検討することとさせていただきたいと考えております。

また、国土利用計画法に基づく土地利用計画制度である国土利用計画の市町村計画の策定を進める上で留意すべき事項などにつきましては、一部議論も積み残しがございますので、今回はその点についてもあわせてご議論いただきたいと思いますと考えております。

これら論点の詳細につきましては、後ほど別途資料をご用意しておりますので、そちらで説明いたします。今申し上げた検討の流れにつきましては、次の参考1というカラーの資料がございますが、そちらで簡単に補足させていただきたいと思っております。上段の点線で囲った枠でございますけれども、こちらが一昨年閣議決定されました国土形成計画・国土利用計画において提示された内容ということでございまして、都市から自然維持地域に至るまで広く人口減少下の国土の利用管理に関する方針などを提示しているところでございます。

特に真ん中あたり、オレンジの箇所がございますけれども、複合的な施策の推進、あるいは国土の選択的な利用を多様な主体がかかわる国土の国民的経営のもと進めていくことが必要であろうとしています。

こういった施策につきましては、地域に合った選択をしていくことが必要でありまして、基礎自治体レベルの計画が重要ということでございます。また、全国計画の策定を受けまして、右側に青い丸、その下に矢印がついていますが、今後国土利用計画の都道府県計画、市町村計画、あるいは土地利用基本計画の改定などが行われるタイミングでもあることから、まずは昨年度の第2回から第4回の間で市町村計画のあり方についてご議論いただいて、先ほどのとりまとめをしていただいた、ということでございます。このとりまとめにつきましては、都道府県、市町村の計画づくりに反映していただくべく情報提供を進めていますけれども、議論の一部の事項につきましては今回ご議論いただきまして、さらに留意事項として自治体向けに右下に「展開へ」とございますが、事例集やガイドライン、さらに研修で取り上げるなど、さまざまな形での展開を図っていきたいと考えてございます。

一方で、オレンジの複合的な施策、選択的な利用等の人口減少下の国土管理につきましては、お手元に参考資料3として青い表紙の事例ガイドというものを、この3月にとりまとめ、公表してございます。こういったものをつくってきたところではございますけれども、また先ほどのページにお戻りいただきまして、こちらは施策イメージをつかんでいただくための第一歩としての事例紹介にとどまっているところもございまして、これらを全国に展開して推進していくための課題や対応に関する議論というのはこれからとなっております。

今回、第5回から第8回にかけては、こういった施策を推進していく上での課題や、あるいは隘路となる主体、土地、仕組みといった事項などを中心に、具体的な事例を紹介しながら留意ポイントなどをご議論いただきまして、推進上の課題と対応の方向性につきましてとりまとめていただければと考えてございます。

出口イメージにつきましては、ご議論を踏まえながら検討してまいりますけれども、例えばということで下を書いてございます。左下、事例集、ガイドブックなどを作成、あるいは支援のためのネットワークづくりなどもあるのかもしれませんが、また、あわせてこういった施策を展開できるところは展開を図っていくということですが、それでもなお管理ができない取り残される国土の管理をどうしていくのかといった課題についても、議論の過程で洗い出して、真ん中に「中長期的に必要となること」とございますが、次年

度以降の議論にさらにつなげていけばというところもあわせて、とりまとめの中で触れていただければと存じます。

次のページ、参考2というページがございます。人口減少下の国土の管理に係る全体像イメージで、先ほどの説明と重なってまいりますけれども、枠の下、第5回から第7回とあるところ、各回では具体的な事例を取り上げながら議論を深めていただければと考えております。今回第5回では、主に里地里山の荒廃への対応としての、野生鳥獣被害対策などに係る取組を取り上げていきたいと思っております。

また、第6回、第7回では、現時点の想定としましては、森林の復元あるいは保護・管理ですとか、地域住民による土地の共有管理など。あるいは第7回では、こうした取組を講じることも困難な土地に対する対応に係る事例ですとか、話題提供などもしていければと考えております。今回は時間の制約から、直接取り組んでいらっしゃる方々をお呼びすることはできておりませんが、次回以降は、そういった方々も直接お招きしてお話しいただくことも含めて考えていきたいと思っております。

こういった形で議論を進めさせていただければというところでございます。

事務局からの説明については以上でございます。

【中出委員長】 ありがとうございます。ただいま資料2と3に基づいて、今までの経緯と、それから今年度議論していただきたいところの大枠について説明をいただきましたが、何か質問、ご意見ございましたら、まず承りたいと思いますが、いかがですか。

お願いします。

【中村委員】 中村です。気候変動という言葉が、今、見えなかったのですけれど、その点については議論の対象になるのですか。この前の九州北部の災害のようなことが起こると思うのですけれど、いかがですか。

【中出委員長】 お願いします。

【国土管理企画室長】 今回の国土形成計画・国土利用計画の中では、人口減少、高齢化ということを1つキーワードにはしてございますが、前提条件とした気候変動なども含めて、これから想定されることを鑑みた形でいろいろな施策を考えてございますので、そういったものも前提条件としては当然入ってくるものと考えております。

【中出委員長】 よろしいですか。

ほか、いかがですか。お願いします。

【土屋委員】 土屋です。事前にも少しお話ししたことがあるのですけれども、ちょう

どご報告があったように、委員会が4つ並んで動いているのです。ほかの委員会での議論内容というものを見せていただいて勉強させていただきますと、かなり関係している部分があって、何も今、我々としてはすり合わせをする必要はないのだけれども、その成果のようなものは、なるべくここに取り込んでいく必要もあるのではないかと考えています。我々も勉強すればいいのですけれども、少し議論に加えることができないか。

おそらく委員長から、ある程度その辺のところではサジェスチョンを時々いただければいいのではないかと考えています。

【中出委員長】 ただ、計画推進部会も年に一回ですし、企画の委員会がとりまとめであるのですけれども、それも、この委員会とうまくすり合わせて時期が合うとは限らないという状況です。確におっしゃるように、少し関係するものについては前もって情報をこのような資料として入れておいていただいて、まさに土屋先生がおっしゃるように、ここですり合わせをする必要はないけれど、どのような議論がされていて、どのような方向が議論されているかということについては情報提供していただいて、我々も重複して議論してもいいところと、それほど必要ないところとあると思いますので、それだけ事務局に仕切りをお願いできますか。よろしいですか。

去年の分については、今日、それぞれ勉強せよということで参考資料4をいただいているので、これを読んでくださいということだと思いますが、今年度、多分どの専門委員会もだんだん議論が深まっていくと思うので、その段階で、今土屋先生からご指摘いただいたところについて、次回以降お願いしたいと思います。

ほか、いかがですか。よろしいですか。よろしければ、今年度の具体的な内容について、次に進めさせていただきたいと思います。今説明のあった、今後の論点について議論するというので、資料4-1に基づいて、事務局から説明をお願いします。よろしくお願ひします。

【国土管理企画室長】 それでは引き続き、事務局よりご説明いたします。本日もご議論いただきたい論点であります複合的な施策や選択的な国土利用を推進していく上での課題について、本補足資料によりましてご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、国土の利用・管理をめぐる現状と課題につきまして、第1回の専門委員会でも、昨年9月にご案内させていただいておりますが、おさらいも兼ね、簡単に振り返らせていただきますとともに、その後の取組状況などもございますので、そういったものもあわせてご紹介させていただきたいと思います。

3 ページでございますが、本格的な人口減少社会の到来ということで、こちらはご案内のとおり 2008 年にピーク、2050 年には 1 億人、2100 年には 6,000 万人を割り、高齢化率は 30% 台後半にまで上がるということが推計されております。

4 ページに入りまして、1 キロメッシュごとの人口を将来にわたって推計をしてみますと、2010 年に比べて人口が半分以下になる地点が、現在の居住地域の 6 割以上に及ぶことが想定されているということでございます。

5 ページに入りまして、土地利用の効率性の低下でございます。依然として農業的な土地利用から、新たな都市的な土地利用への転換などが進んでいるところですが、一方で、市街地においては低・未利用地が増えている状況で、非効率化のようなものも起こっているということのご案内でございます。

こういった背景を踏まえながら、次の 6 ページでございますが、一昨年 8 月に国土形成計画と一体として策定された国土利用計画でございます。この中の中段、赤枠で囲ったところが人口減少、高齢化、財政制約等が進行している中でも、こういった各地の国土の利用・管理に関する取組を進めていくためには、複合的な施策の推進、あるいは国土の選択的な利用というものが必要であるということをおたっております。

そのイメージにつきましては、次の 7 ページです。ごく簡単にイメージ図を掲げております。上段①、②とございますが、防災・減災、自然共生、国土管理など、複合的な効果を持つような施策を發揮させることで、土地の利用価値を高めるような複合的な施策の推進ですとか、あるいは管理コストの低減ですとか、自然的土地利用への転換など、新たな土地の用途を見出しプラスに働くような国土利用を進めるという選択的な国土利用、こういったところを掲げているところでして、一番下、地域みずからが土地利用を選択することによって、きめ細やかな土地利用ができるということ、地域住民に加えて多様な主体の参画のもと進めていくことが重要だということをおたっております。

続いて 8 ページに入らせていただきまして、複合的な施策あるいは選択的な利用、こういったものを推進していくための第一歩といたしまして、昨年度、今回ご参加いただいている中村委員にも中心にご指導いただきながら、先ほどご紹介しました事例ガイドを策定しております。こちらにつきまして、9 ページから 14 ページにかけて内容をかいつまんでご紹介させていただければと思います。全部で 16 の事例を紹介するとともに、今回の計画の考え方などもご紹介している内容でございます。9 ページでは防災・減災を意識した計画的な森づくりということで、愛知県の豊田市の事例を取り上げております。東海豪

雨の洪水被害の経験をもとに、リスク低下など市を挙げて旗を振りまして、地域主体の森林の施業方針を選んでいたり、そういったものに対する市の支援などを行っているという事例でございます。

10ページに入りまして、地域住民の手で、放置された竹林ですとか山林などを再生していこうという三重県多気町の取組でございます。こちらの町ではバイオマスの関連企業の誘致などを積極的に進めていまして、木質バイオマス発電所が立地しており、地域住民が放置された竹林とか山林を伐採した場合に、こういった材を燃料として買い上げているように仕組みを創設してございます。そういった中で山の管理もこういったものと関連づけて進めているという取組の例でございます。

11ページに入りまして、静岡県で、都道府県版の国土利用計画を既に改定したところでございますが、南海トラフの巨大地震の被害想定なども受けまして、防災・減災と平時の地域成長を両立する取組として、第2東名などが通っている内陸部をフロンティアと考えながら、こういったものに向けた取組を推進していくことを、県を挙げて行っているという事例でございます。

続いて12ページでございますが、東京の多摩川の支流の野川の湧水の保全と流域の雨水管理ということで、これは流域の自治体などが連携している取組の事例でございます。行政と市民が連携をしながら、雨水浸透ますを設置したり、湿地を再生したり、あるいは多自然川づくりなどに向けた取組などを、野川流域連絡会などを中心に進めているという事例でございます。

13ページに入りまして、この事例ガイドの中では、先ほどの選択的な国土利用のプロセスの捉え方などについても簡単なイメージを提示しておりまして、地域デザインを実現する土地利用を検討することが重要であることなどを、このような形でお示ししたりしております。

また、次の14ページでございますが、選択的な国土利用のタイプにつきまして、土地の新たな使い方のイメージも、こういった形で提唱しているところでございます。

こういった事例のご紹介というところまでは第一歩として進めてきたところでございます。こういったものを他地域に展開していくには、というところで、次の16ページに入らせていただきます。昨年度の事例ガイド策定などを通じて、他地域への展開に向けて、こういった課題があって、どのように克服しているのかをさらに整理をして示していくことが必要な状況でございます。さまざまな工夫をしながら解消していると思われませんが、

そういった中で、留意すべきと考えられる主な視点としまして、我々事務局では、主に主体に係る話、あるいは土地に係る話、仕組みに関する話の3つの視点を提示して、これらに着目しながら、この後ご紹介します具体事例も整理をしてみました。

主体といいますのは、地域住民、NPO、行政などさまざまな主体が協力・連携、いかに体制を築いていくか。あるいは人口減少、高齢化が進む中での主体の確保の工夫の話。土地に関しましては、土地の所有者というのは地域の内外にいらっしゃったりします。あるいは行政など、土地所有者の合意などをどのように得ていくか。土地所有の問題で取組が実施できない、隘路になっていることもあるということでございます。また、仕組みに関しましては、関連予算、計画策定、協議会も含めて仕組みなどをどのように活用して取組を実施しているのか、こういったことを整理していくことが、他地域にも参考になるのではないかと考えて、こういった整理をさせていただければということ作業を進めてまいりました。

以下、17ページ以下でご紹介をさせていただきます。まず、今回主に扱うのは農村部、里地・里山の中での荒廃を防ぐための野生鳥獣被害対策などを取り上げていくのですが、それに先立ちまして、国土利用という観点では都市部などの話もございますので、こちらについて、まずは触れながら、現在どのような取組がされているのか、あるいは都市部における取組事例の中にも、農山村部でも参考になるような要素もございますので、そういったことで、都市部についても触れながら、国土管理の現状と課題について、まとめてございます。

18ページでございますが、基礎的なデータとしまして、空き地の増加という状況があるということ。また19ページでは、空き家の増加。こういった背景の中で、20ページでございますけれども、最近の主な検討状況ということでございまして、国土交通省内の土地・建設産業局では空き地等の新たな活用に関する検討会で、今年の6月のとりまとめをしているというところでございます。この中で、当面の空き地対策と中長期的に検討していくべき課題などについて整理をしていただいたという内容でございます。

特に一番下、所有者不明土地の課題については別途検討などということになっておりまして、こちらについては最近報道なども多々ございますが、次の21ページに参考として示しているような動きがございます。これまで国土交通省でも山野目先生を中心に、平成27年度、28年度でガイドラインなど策定、改定等を行ってまいりましたけれども、自民党の議員の中での議論の盛り上がり、あるいは経済財政諮問会議でも議論がなされたり、

あるいは民間プラットフォームなどでも議論が進む中で、骨太の方針の中にも取り組んでいくべきということが盛り込まれまして、この9月から国土審議会の土地政策分科会の中の特別部会、部会長は山野目先生でいらっしゃいますが、新制度の方向性などについて検討を行っていくというスキームも始まっているところでございます。

続いて22ページでございます。国土交通省内の都市局関係でございますが、社会資本整備審議会の小委員会で、都市のスポンジ化への対応ということで、この8月に中間のとりまとめをしているところでございます。空き地、空き家等の低未利用地が都市内にスポンジ状に発生するというので、そういったものへの対応をどのようにやっていくかということについて、下の提言内容、主な対応方策、さらなる検討課題のとりまとめをしていただいて、こちらは引き続き議論を進めていくと聞いているところでございます。

また、23ページ、少し話は古くなりますけれども、関連する話としまして、都市再生特別措置法では立地適正化計画という形でコンパクト+ネットワークのコンパクトを進めていくための制度もつくっているということ、また、空き家対策につきましては、空き家対策の推進に関する特別措置法ということで、こちらに基づく空き家対策が進んでいるところでございます。

続いて24ページ、農村部等の国土管理の話に移ってまいりますが、土地の放置により国土が荒廃していくということで、右側の長期にわたり放置した土地の状態というところにあるとおり、安全、生産、あるいは景観、生態系に係る問題があるということでございます。

また、アンケートの結果から、集落で発生している問題としても、耕作放棄地あるいは獣害・病虫害、森林の荒廃といったところは、皆さん広く認識されているというところでございます。この中でも特に非常に声の高い鳥獣被害につきましては、25ページです。被害額も上がって行って、シカですとかイノシシの個体数も増加している一方で、左下、狩猟の免許の所持者などが減少して、高齢化も進んでいるというところで、対策が急がれているという状況でございます。

続いて、関連する関係省庁の取組などもご紹介しております。環境省では生物多様性保全の観点から、重要里地里山を500カ所選定するといったことを行っています。また、農林水産省では農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づいて、交付金の制度などを創設しているというところでございます。

また、鳥獣被害に対しては27ページからでございますが、平成19年につくられまし

た法律ですが、その後も改正などを進めながら、昨年12月にも改正を行う中で、取組を今、鋭意進めているというところがございます。また、鳥獣保護、管理なども、適正化に関する法律に基づく基本的な指針なども策定、改正等をしているという状況でございます。

また、28ページに入らせていただきまして、森林法の中でも必要な手当て、また、農林水産省、環境省などを中心に、関係省庁による推進会議なども今、設けられているところがございます。

こういった背景のもと、今どのような取組がされているのかということをごっと、都市部では3つの事例、こちらは都市部の事例について深くご議論いただきたいというよりは、農山村部を中心とする国土管理の中でも示唆の得られる部分もあるのではないかとという意味も込めまして、ご紹介させていただくものです。さらに農村部等の国土管理についてもご紹介させていただくということでございます。

次の30ページ以下で、それぞれの事例についてご紹介させていただければと思います。まず新潟市の事例でございますが、こちらにつきましては空き家対策ということで、空き家対策について、地域住民による取組を推進している事例でございます。地域住民による主体的な活用などが非常にポイントになってくるということもございますので、こちらを促すために、市ではステップの1、2と2つのステップに分けて取組を推進しているということでございます。実施をしたいという団体がございましたら、空き家マップですとか台帳の作成など、まずはそういったところをしていただいて、空き家とか跡地に関するルールづくりなどをしっかり行って、こういったものに対しては市から補助も出るということで、必要に応じて専門家をコーディネーターとして活用することもできるようなスキームになっている。こういったことをしたところに対しては、ステップ2ということで、空き家の除却、あるいは跡地活用などについての補助も得られるということでございます。

また、こうした手当をしたところについては、地域の活用主体が10年以上は管理することを条件としているということでございます。

これらにつきまして、次の32ページでございますが、今申し上げたとおりでございますけれども、主体、土地、仕組み、それぞれの視点から整理しております。白丸が行っている工夫で、黒丸が課題、点々とあるところ、この後幾つか出てまいります、事務局として課題になるのではないかと考えられるところを列挙させていただいたというところがございます。

主体の観点では、地域をよく知る主体を活用しているということ、コーディネーターの

活用。土地の視点では、地域全体の状況を見える化していく工夫ですとか、あるいは地域の実情に合った土地活用をちゃんと検討しているといったところです。一方で、所有者が特定できない空き家に対する課題などは、市でも認識していると伺っております。また、仕組みの観点では、地域主体での適切な計画とかルールづくりです。あと、その後の継続的な管理のところも念頭に置いた制度になっているというところがポイントかと思います。

続いて33ページ。空き家ですとか空き地の対策の事例としてランド・バンク、これもよく語られるところではございますが、山形県の鶴岡市の取組をご紹介させていただきます。鶴岡市では古い中心市街地などで狭あいに入り組んだ街路など、不便な生活環境があるということで、若年世代が郊外に居住してしまうということもございますので、産学官の関係者が参加するNPO法人のつるおかランド・バンクが仲介・コーディネートしながら、空き家の解体ですとか、隣接の所有者に対して売却する、あるいは一体的な利用などをコーディネートしていったって、資産価値が低く市場では流通しないような空き地・空き家を対象に事業を実施しているということでございます。周辺地域も含めた形で土地の価値を創出しているというところでございます。

また、空き地などの物件についての情報の集約ですとか流通なども、こちらが媒介をしているということございまして、公共の資金拠出ですとか、民間による事業性の確保なども行っているというところで、右にありますとおり、古く狭い区画の宅地があったところを、広い道路、広い区画にして価値を創出しているという事例でございます。

次の34ページに、こちらもつるおかランド・バンクの体制を書いておりますが、宅建業、建設業、司法書士、金融、行政など、広い関係者からなるNPOを設立しております、こういった支援も使っているというところ。あと、土地の視点では一体的な解決をしながら価値を創出しているところ、あるいは仕組みの中でも、さまざまなコーディネート活動に対する支援などもしているというところでございます。

続いて35ページ、都市部におけるスポンジ化対策の事例ということで、大都市圏の縁辺部というのも非常にこの問題が顕著でございますので、埼玉県の水戸市の事例を取り上げております。水戸市ではかつては宅地開発が進み人口も増加してきたわけでございますけれども、近年人口減少して、空き家率については埼玉県内ではトップの空き家率となっている中で、町でも危機感を持って、地域再生計画などをつくりながら空き家問題・空き地問題の解消を進めております。左下でございますが、空き家の実態の把握を町では行いまして、所有者のニーズの探り出しをして、こういった土地につきましては隣地の方に不

動産業者を介して働きかけをするといったことを行う。あるいは大学との連携によりまして利活用などのアイデアを募る。あるいは金融機関の融資などについても連携を行っております。

また、立地適正化計画なども策定しまして、こちらは全国の町村の中ではトップバッターということであったかと思えます。そういった問題意識のあらわれということでございます。

36ページに、今申し上げましたところをポイントとして整理をしております。さまざまな主体を活用しているといったところ。あるいは意向を前段として把握していったところ。ニーズに合った空き家の利活用を考えているといったあたり。あるいは、下の仕組みとしては、立地適正化計画ですとか地域再生計画などを活用しているというところがあるかと思えます。

続いて、本題であるところの農村部等の国土管理の事例ということで、38ページをおめくりいただけますか。まず里地里山の荒廃、特に野生鳥獣被害対策などを中心に、新潟県新発田市の上三光集落というところで行っている事例をご紹介させていただければと思います。こちらでは全国各地の事例に漏れず、鳥獣被害あるいは耕作放棄による荒廃農地の問題、あるいは放棄された果樹などでさらに鳥獣被害を誘引しているといった課題について、地元で集落環境診断などを行う、あるいは電気柵の設置を行う、あるいは荒廃農地の再生、里山の伐採整備、ビオトープを設置するといったことについて、次の39ページ、さまざまな主体が連携しながら体制を組んで、地域ぐるみで行っているという事例でございます。こちら、NPOの上三光清流の会の方が活動の中心になりましてコーディネートしながら、集落と一体となって集落診断を行ったり、あるいは外部NPO法人の新潟ワイルドライフリサーチをアドバイザーとして、ご意見なども伺いつつ、あと、集落外住民にも農業体験をしていただくなどで来ていただいたりしながら、あるいは情報発信などもしていくということにつながりを持って、また新発田市とも連携しながら、地域おこし協力隊の人を呼び込むといったこと。また、下にございますような農林水産省をはじめとする各種支援措置について、市の協力のもと引き出している、このようなことで、乗り切っているという事例でございます。

40ページに、今申し上げたポイントなどを整理させていただいております。工夫とか行ってきたことは、大体書いたとおりではございますけれども、点々とありますとおり、特にこちらの事例は新発田の集落の中でもわりと高齢化率などもまだ恵まれたほうだとい

うことで、こういった取組はほんとうに各地で展開できるのだろうかといったあたりについては、これから検討していく上では大事なポイントになってくるのではないかと考えてございます。

続いて41ページ、滋賀県の東近江市におきます同様の取組でございます。東近江市でも同様に中山間地域を抱えていて、高齢化・過疎化が進む中で、集落活動が停滞しているということでございまして、鳥獣被害の増加ですとか、あるいは管理不行き届きによる防災機能の低下などが課題となっていたというところでもございまして、左下ですが、まずは緩衝帯整備。こちらは県の事業を活用しながら、東近江市と森林所有者、あと維持管理主体が協定を締結しまして、まず市で最初に緩衝帯を確保するためのタケとか雑木の伐採を行いまして、その後、区長などが里山を維持管理していくという協定を結んで進めているという事例でございます。

また、右側、池之脇町というところの集落では、こちらは住民主体の取組でございまして、集落で、個人所有者も含めた山全体の所有者を全部自発的に確認して、集落の共有財産として皆さんの合意のもと整備をしていくといったことを行っている事例でございます。

こういった中で、ヒツジの放牧、鳥獣被害対策、緩衝帯としてこういったものを設けるといったことも集落ぐるみで行っているという事例でございます。

続いて42ページでございますが、先ほどの県の事業につきましては、その後も少し衣がえをしながら、現在は里山防災・緩衝帯整備事業ということで、こういった事業を設けているという状況です。平成27年度で把握できている実績でございますけれども、5市において6,000万余りの事業費で取組を進めているという状況だそうです。

こういったものを踏まえて、43ページに、今申し上げたところを整理しているところでございます。主体の観点では、特に青山町などは、協定終了後の維持管理継続性の観点では、まだ課題となっているといったところがあるようでございます。また、土地、池之脇もそうでございますけれども、青山は所有者の特定に相当な時間と労力を費やしていたようでございます。

仕組みの観点では、県の事業などをうまく活用しながら行ったというところでもございます。また、東近江市などが里山整備に前向きだったといったところも、こういった取組が動いていることには寄与していると思われるというところでもございます。

次の44ページ以下、今2つの事例をご紹介しましたが、こういった施策が他地域展開するに向けて留意すべきポイントということで、今それぞれの事例については整理してご

ございましたが、それらを共通に束ねたものを45ページに挙げさせていただきました。こちらは、まだ整理が不十分な可能性はございますが、今の作業の中で挙げてきたものを網羅的に、中にはもうよそで検討が進んでいて、必ずしもこの専門委員会で議論を深める必要はないものも含まれるのかもしれませんが、そういったものも含めて広く列挙させていただきました。どのようなところの視点を深めていくべきか、あるいは整理の仕方も含めて、このあたりにつきましては、本日ご意見をいただきたいと考えております。

まずは主体（人）の視点でございますけれども、さまざまな主体にどうかかわっていただくのかというところを、特に人口減少・少子高齢化の中で、どのように人材確保していくのか、あるいは主体間の役割分担のあり方といったあたり。あと、主体が活動を継続する場合の生計の確保などというところも挙げていたところがございます。また、シェアリングエコノミーなどの考え方もございますので、外部のあいた時間ですとか、そういったものもどのように活用していくかといったあたりもあろうかと思っております。

シェアリングエコノミーにつきましては、47ページに簡単な参考資料をご用意しております。もともとは特に国土管理のための制度ということではないのかもしれませんが、主に乗り物ですとか民泊などの観点で議論が進んでいるところではございますけれども、一部こういった発想が国土管理にも応用できる可能性があるのではないかという意味での目出しをさせていただいたところがございます。

土地の視点でございますけれども、所有者の把握ですとか、合意に至らず適切な管理が実施できない場合といったところが課題になってくるところでございます。あと、所有者による管理の意思がない、能力がない場合、どのようにしていくのがいいのかといったあたりは、国土管理の進め方としては議論していく点かと思っております。

また、仕組みでは大きく費用の観点です。どのように費用を確保していくか。こういった中で、今回挙げてきていたのは、いろいろな支援措置がございますけれども、柔軟性、特に人件費に係るようなところについて融通できるかというような声もあるようで、こういったところの柔軟性の確保などです。あるいは多様な確保方法もあるのではないかとといったあたり。あと、こういった取組を進める際の動機づけのようなところも、どのようにあるべきか。あるいは関係者が共通の方向を向いて取り組んでいくための計画ですとか方針の共有です。こういった中には、コンセンサスづくりの前提となります客観的データに基づく実態把握ですとか普及啓発、こういったものもあろうかと思っております。

また、こういった実態把握も含めて、あるいはその後のモニタリングも含めて、ICT、

例えばドローンなどの最新技術を活用した国土管理などについても考えていく必要があるのではというところでございます。

今、この計画でも取り上げられています国土の国民的経営につきましては46ページでございます。こちらは、所有者による管理を基本とするわけですが、管理水準の低下したところを、いろいろな主体が絡みながらどのようにカバーしていくのかという発想でございます。

47ページにつきましては、先ほど紹介したとおりで、48ページも参考までということで、ふるさと納税などで国土管理的なものに活用している事例を挙げさせていただいております。

そういった中で、49ページ、ここは今後ご議論いただきたいところございまして、枠の中は冒頭提示した論点でございますけれども、特に45ページに提示しました「主体」「土地」「仕組み」に着目した各視点からの整理につきまして、①それぞれの視点から、課題となるようなことは何か。あるいは、どのような対応が求められるのか。あるいは、②今後これらに着目しながら、第6回、第7回と事例を整理していくことを事務局としては考えているわけですが、着目する視点というのはこれでよいのか、あるいは、ほかの着目すべき課題などはないか、あるいは、ポイントとなるようなことは、どのようなことかといったあたりについても、ご意見を賜ればありがたく存じます。また、今後着目すべき事例についても、もしアイデア等ございましたらご示唆いただければありがたく存じます。

また、その他重要なことがあれば、2番のとおり、ご議論いただきたいということ。あと、3番ですが、こういった議論をしていく中で、こういった施策が進められないところでは何が問題となってくるのか、課題となってくることは何であろうかといったあたりについても、次年度に向けての課題の発掘という意味を込めまして、こういったところにも少しご留意いただきながら、ご意見賜ればと考えてございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

【中出委員長】 どうも説明ありがとうございました。

これから説明に基づいて議論をしていただきたいと思います。特に本日は事務局から示していただいた資料4-1の最後の49ページにあるように、「複合的な施策」「選択的な国土利用」などを推進する上での課題と対応の方向性について、ご意見をいただきたい

と思います。

特に、最初に16ページ目で頭出しがされ、それでその後、幾つかの事例について、それを基に整理していただいているもの、結果的には45ページに示されているのですが、3つの視点について示されていますけれど、これについて、どのようにお考えかということ。あと、足りない部分とか、これをどうすればいいかというようなことについて、49ページ目で着目する視点はこれでよいか、あるいはほかに着目すべき課題はないかというようなことを、ぜひ議論いただきたいということですが、これに限らず、いろいろな角度でのご意見をいただければと思います。

今日、もう1つ課題が残っていますので、最後少し時間を残したいので、45分程度ご議論いただければと思います。どなたからでもご意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。いかがですか。

では、お願いします。

【中村委員】 どれも難しい話題で、どうやって具体的に攻めていけばいいか、まだ私自身もわからないのですが、1つは、この冊子を紹介させていただいて、これは一生懸命皆さんと一緒につくったのですが、評判というか、これをほんとうに自治体に配られたとするならば、これが一体どのような形で自治体に受けとめられたかというのを、もし、わかれば教えてください。わからなければ、それは一度このような冊子ができたことと、自治体の政策にうまく利用されたのかということの出口の部分をきちんと押さえておいたほうがいいのかなど。また次のガイドブックを仮につくるとするならば、そこは必要なのではないかと思います。

それから都市であれ、農地であれ、所有者が特定できれば、何らかの対応がコミュニティレベルでもできると思うのですが、それが特定できない場合、もしくは、世代がかわってしまって複数に所有権が移っている場合に、それはここでの議論になるのか、法的な問題で、とてもここでは太刀打ちできないのか、その辺でお考えがあれば、それを教えていただきたい。

あとは、農地の問題についても、全てを管理していくというのは将来的に無理な話で、それで選択的な土地利用とっておられたので、例えばこの事例の中には、ある意味、自然に戻すことによって、あまり管理がかからないような、そちらの方向を向くというのがどの程度含まれているのか。少しビオトープ造成とかという言葉は見たのですが、ビオトープも管理前提とすると、それはそれで、また大変だと思うので、そういった管理コ

ストがかからないような形で自然に戻していくという議論がここないと、難しいのではないかと、これは意見なのですけれども、そう思いました。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。ガイドブックの評価については、またぜひトレースしていただきたいと思います。2番目の所有者不明の土地のことについては事務局から、今どのような枠組みで議論しようとしているかをご紹介しますか。

【国土管理企画室長】 所有者不明土地の関係につきましては、先ほどご案内いたしました。今、国土交通省内の土地・建設産業局ですとか、あるいは法務省、あるいは農林水産省において、先般6月の骨太の方針に基づいて、まずは公共的な利用のための新たな制度につきまして、次期通常国会を目指して議論していくということで、そのためのご議論を国土審議会の土地政策分科会の特別部会においてご議論いただきながら、政府でも検討を進めているという状況がございます。

ですので、制度自体はそちらを中心に議論していくということかと思うのですが、この国土管理専門委員会で、もし、あるとすれば、所有者がいる、いないにかかわらず、適切に管理できないような国土管理というものを、どのように考えていったらいいのだろうかといったあたり。あるいは、このような現場でも、このように困っているといったところをさらに発掘していく、そういったあたりについては、できればそういった議論の場にもぶつけていくこともできるのかもしれませんが、制度化そのものについては、それぞれのところで行われていくということかと思いますが、国土管理上、このような場面で、このように実際困っているのだといったところについての洗い出しについては、この国土管理専門委員会の場でも一定程度はできるのではないかと考えてございます。

【中村委員】 ということは、所有者が不明の場合であっても、そのような場合の対策については、ここでは議論するというを今おっしゃられたのですか。それとも、そうではない、それは除いて、少なくとも所有者はある程度わかっている放棄された議論を中心にやっていくのか。その辺はどうですか。

【国土管理企画室長】 そういった意味では、どういったことが求められているのかということ提言的にニーズとして出していくというところは、こういった議論を通じて、新しい制度ができることのニーズのようなところを一部この議論の中からも出てくればというところがございます。そこで解決策まで議論するというよりは、どういったニーズがあるのか、どういったことで現場で困っているのかということについては、一部そうい

ったことの洗い出しも成果の1つとしてはあってもいいのではないかと考えてございます。

【国土政策局長】 補足しますと、この場の議論の中で、所有者のわからない土地はア prioriに排除するという事は多分必要なくて、実は今、法制面での検討も、まだほんとうに緒についたところ。勉強は一生懸命していると思いますけれども、これはさまざまな関係省庁もあつたりしますから、ほんとうにどのような形で法制化する、あるいは例えば何がしかの利用権のようなものを設定するかとか、そのような、そもそも相当深い議論を経ていかないと、最終的には法制化の枠組みはできていかないとしますので、逆に、場合によっては、この専門委員会での議論が、例えば別に所有権を移転するケースだけを考えているわけでもなく、所有権を残しつつ、管理の部分をどのような枠組みで行うかということが、むしろ通常かと思っておりますので、そのとき、ほんとうに所有者不明土地が、そうはいつでも手も足も出ないというようなことになると、実効性のない形になりますので。

ですから法制化の議論が、結果として、実態的に今後さまざまな施策を進めていく上で、どのような枠組みをつくっていくのかということ、まだ見えないところはあるのですけれども、いずれにしましても、今の中村先生のご指摘に端的にお答えすると、決してそこはこの場の議論でア prioriに、そこは所有者不明土地が別の世界だから、あるいはどのような法制に組み込まれるかわからないから、そこは除外しようということには、私はしなくてよろしいかなとは思っているのですけれども、事務方がそうではないとすれば、また否定してもらいたいのです。

【中出委員長】 山野目先生、ご担当いただいていることもあつて、どうぞ。

【山野目委員】 中村委員から、この委員会で検討している複合的な施策、選択的な国土利用の検討との関係で、所有者の所在が把握しきれないという問題を、どのように関連させて意識したらよいか、という、ゆるがせにできないアングルの問題提起をいただきました。私が感じているところを少しご紹介させていただきますと、資料4-1という、先ほど事務局からご提示いただき、説明いただいた資料でいいますと、45ページの、ここを議論してくださいというご案内をいただいた、まさにそこですけれども、これとリンクページを持たせる形で申し上げれば、ここに並んでいる主体（人）の問題、土地の視点、仕組みの視点、どれももちろん中村委員が今、問題提起されたことと関連がありますけれども、とりわけ強調したいことは、一番下の仕組みの視点の3つ目の黒丸でしょうか。関係

者が共通の方向を向いて取り組むための計画や方針の共有ということとの関連で、次のような問題意識を持ってご検討を進めていただくことがあれば、大変うれしいと考えております。

それはどのようなことかといいますと、先ほど事務局からお話があった、国土審議会の土地政策分科会特別部会では、現在この課題に取り組むために、今後変わるかもしれませんが、大きく分けると3つの柱を立てて検討が行われていまして、1番目の柱は、土地というものに関する基本理念を、長期的には見直していく必要があるものではないか。土地の所有者の責務であるとか、土地の所有権のあり方ということの見直しが必要ではないかという課題があります。これが少し長期的な課題でありまして、こちらの検討との間で、もちろん抽象的、一般的なつながりはありますけれど、直ちに具体的にどのようなつながりがあるということにはならないように感じます。

それから2番目の柱が、土地収用法が、所有者を特定することができないまでも土地の所有権を移転し、使用開始することができる制度、不明裁決の制度を設けておりまして、これを今後もう少し見直していくべき点がないかということが課題になっています。しかし、これは土地収用法の枠内の話でありますから、収用適格事業がきちんと輪郭がはっきりしている場面で話題になることであり、直接ここで議論していただいている計画の話と直ちに結びつくという関係にはなりません。

3つある柱の3番目ですけれども、まさにこれが中村委員から問題提起をいただいたことで、所有者ないしは所有者の所在が把握しきれないままの状態であっても、公共の必要があるときには土地の使用を開始することができるという制度を創設すべきではないかということ柱として、検討の題材として考えておりまして、その検討は、ただいま事務局と局長からご紹介があったとおり、法制面も含めて進められているところですが、この検討をしていこうとすると、使用の開始をすることができる手順であめとか、そのようなことは一種、法制技術的にやっていけば、前例もあることですから、できますけれど、難しいことは、公共の目的のために必要があるということ、いかに地域において人々の納得を得る仕方で、このことを進めるか。これは法制のテクニカルな話ではなくて、まさにここでご検討いただいている国土利用の話に直結してくるものでありまして、そうしますと、ここでご検討いただいている、例えば政策誘導エリアをどのように人々のコンセンサスを踏まえ、内容としても適切なものをつくっていくか。居住誘導区域の問題などをどのように考えていくかといったようなことを、具体性を持った議論として、今申し上げた黒丸の

ところについて、この委員会などで深掘りされた検討がされていくのであれば、土地政策分科会特別部会で進められている検討と非常に実質的なつながりを持った議論になってくのではないかと期待しているところがありまして、今の中村委員のお話はまさに重要であるとともに、そのような観点からこの委員会では何かいろいろ勉強の成果がまとまっていくとすばらしいと感じました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

【政策統括官】 あと1点、補足ですけれども、おそらくここでのテーマに鑑みますと、農地とか森林の所有者不明土地問題というのがありまして、農地も所有者不明であるがために施業ができない、あるいは森林も同様なのですけれども、これらにつきましては農林水産省で制度的には今あるようなのですけれども、あまり利用されていないという実態があって、それを前提に農林水産省でもいろいろ制度改善できないかということを検討しています。まだ結論が出ていないかもしれませんが、この次の検討会のときにでも、どのような方向性で今検討しているのかというあたりはご紹介できるのかなど。これが議論の多少なりとも参考になるのかなと思います。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。多分、今、ちょうど45ページ目を使って説明していただいていたけれども、土地の視点のところ、土地の所有者による管理が行われないというのがあって、それは所有者がわかっているけれども、管理の能力がないとか意思がないというところをもう少し拡大解釈すると、土地の所有者が不明だから管理できないということで、局長や統括官が言われたようなところから考えると、所有者不明の土地というのを特別に扱うのではなくて、それをどうするかというのは法制度上の問題だけれど、そのような土地も含めて何が問題かというところの議論は、ここですということですので、特に今日いただいた資料3等では、7回目あたりでそのあたりを少し深掘りしたいということのようですので、必ずしも7回目に限らず、今回、それから次回も、そのような視点も含めてご議論いただければということで、よろしいですか。

どうもありがとうございました。ほか、いかがですか。

それでは広田さん、お願いします。

【広田委員】 3点コメントしたいと思うのですが、45ページに沿ってお話しするほうがわかりやすいと思いますので、ここでいいますと、まずこの3つの視点で整理されたのはわかりやすいと思います。第1点目は、この主体の視点のところ、最初のポツで、多様な主体による共助により維持管理の主体を担っていくことが必要というところなので

すけれども、共助による維持管理の主体というところなのですが、地域も今は非常にマンパワーが不足して人手不足で、そこにてこ入れしないと、地域の運営そのものも困難になっているところがあるわけなので、国土管理上の何らかの役割を地域に担わせるというのは、かなり困難になってきているという認識が必要かなと思っています。

ですから、そこに地域外住民も含めたということもあるので、地域外住民を投入という視点がないと、なかなか難しいだろうというのが第1点です。

それから第2点が、国民的経営と一言でいいますけれども、ある地域で多様な主体の共助によってそれをやろうと思うと、それを進める主体が必要なのです。仕かけて合意形成を図っていく主体、この人材が非常に重要だと思っていまして、ファシリテーターといいと思うのですけれども、合意形成を進める主体、人材を確保しないとなかなか進まないと思います。

この人材は、もしかすると役場の職員かもしれないし、あるいは地域の住民の中にもいるかもしれないし、あとは、そのような人たちが集まってNPOというような形をつくって複数でやるかもしれないのですけれども、ファシリテートできる人材の確保。特に人件費の確保が非常に重要だと思っていまして、たまたま役場の職員で優秀な人がいれば、ある意味、自分の給料でその分もやってもらっているのですけれども、ただ、それは偶然であって、多くの地域でこれを進めていくためには、フィシリテート人材というか、そのスキルを持った人材の手当てと人件費の確保が不可欠かなと思います。

それから3つ目なのですけれども、それと非常に関連するのですが、仕組みの視点で、新たな仕組みを始める際の動機づけというのが2つあるのですが、私は民間主導でこれを進めていけるような仕組みをもっと入れるべきだろうと。というのは、ほんとうに一部の市町村は、例えばこのような課題を認識して自分で動くと思うのですけれども、そうでない市町村が実際には多いわけですし、むしろ地元とか民間の方々がこのようなことをやりたいと思っても、市町村が関与することでかえってそこで動かなくなるのが非常に多いのです。

ですから、もちろん行政はいろいろな意味で必要なのですけれども、必ずしも行政に意識とか余裕がない場合もあるわけですから、もう少し広い意味での民間主導で、このような取組を推進できるような仕組み、これがどのような形になるのかというのはこれから詰めてはいけないのですけれども、視点としては、そのようなものを入れていくべきかなと思います。

とりあえず以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。視点に沿ってご説明いただいたのですが、事務局から何か補足することがありますか。特にありませんか。

【国土管理企画室長】 ただいまいただいた意見を踏まえながら検討を進めたいと思います。先ほど、冒頭に中村委員からもご発言いただきましたけれども、よその議論はどうなっているのだということ、今、住み続けられる国土の専門委員会といったところでも、人材確保的な観点も含めて議論されているところもございますので、そういったところとのデマケなどについても、事務局の中でも少し議論しながら、こういった形でそういった問題を取り合っていくのかについては整理をした上で考えさせていただきたいと思っております。

この専門委員会は地域づくり全般というよりは、国土管理というところに特に焦点を合わせ、空間的に国土をどのように管理していくのか、その他業を中心に取り合っていくというのが基本線ではないかと、そのように考えてはございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。先日、事務局と相談したときに、2番目の人材と財源のことは私も気になって、人材、例えば、もう13年たちましたけれど、中越地震の後、各集落に震災復興支援員というものが入って、10年間やって、衣がえして地域支援員にかわってもらっているのだけれど、かなりの部分がボランティアなのです。ボランティアでやれる部分はいいのですが、実際にはそれではサステナブルでない部分もあって、今日の事例でも、上三光集落のところで地域おこし協力隊などが出ていますけれど、地域おこし協力隊も一定程度の年月、総務省からお金が出ますけれど、それが必ずしも持続的ではないとすると、せっかくいい人材を確保しても、その人たちがどうするのかというときに、下手するとその人が意気を持っている人だと、そのまま居ついてくれるけれど、それを頼りにするのはあまりよくないとすると、今広田先生が言われたようなところがすごく気になる場所ですし、民間主導の部分も、多分事例を探せば出てくると思うので、そのあたりを少し。

【広田委員】 少し簡単にそこなのですけれども、地域おこし協力隊が任期を終わって、その後どうするのか、これはこれで大きな問題なのですけれども、ここでいうような国土管理にかかわる部分で、専従で食っていけるといのは多分ないだろう。ただ、国土管理的な役割で幾らかの収入が得られるような仕組みができれば、農山村というのはもともといろいろな生計の糧を合わせて1本で食べてきた地域で、島根県の海士町などは

マルチワーキングという新しい呼び名で、漁業とか農業とか、農山村は意外に人手不足なので、その季節ごとのいろいろな仕事をして合わせて1本で食べるという生き方というか。そのマルチワーキングの1つとして国土管理的な用務を入れていくというのが、1つあるかなと。

例えば、環境省関係だと自然保護の巡回職のようなものがあります。あれだけでは食べていけないのですけれども、ただ、それは収入の糧の、ある種、固定給の一部になりますから、国土管理もそのような仕組みができると多少はいいかなと思います。

【中出委員長】 ありがとうございます。雪国だと、土建屋さんの冬の仕事は雪下ろしなのです。

【広田委員】 除雪ですね。

【中出委員長】 それをもう少し広げて考えると、市などという大きなレベルではなくて、もう少し小さな地域のケアをしてくれる、それこそ道普請も家々を直すのも、全部工務店経営のところとかが担ってくれば、ホームドクターがいるということで、その人たちはいろいろな食べ方ができるということもあって、そのような人たちは重機をいじれるから実は農業も得意です。そのようなことでやっているのが雪国だと結構ありますし、そのあたりが、まさに地域外も内も含めて多様な人が入ってこられるところなのだと思うので、そのあたり、また事例を探したいと思います。どうもありがとうございました。

ほか、いかがですか。では、とりあえず一巡皆さんに話してもらって、できればほんとは二巡にしたいのですけれども、どうもこの時間では二巡できそうもないので。

お願いします。

【土屋委員】 実は、手を挙げてみたものの、今の広田委員と委員長の議論で、言いたいことは大体言われてしまいました。要するに、主体、土地、仕組みというのは非常に重要なのですが、主体と仕組みというのはある程度変え得るのだけれど、土地がどうするかというのは問題だという視点と同時に、主体の中でいうと、例えばNPOのような形で少し外からも含めた形で新たな主体をつくっていかないと、これは全く同じことを言っているのですけれども、集落や地域に担わせるのはかなり限界があるということです。

そうすると、仕組みをどうするかというと、これも同じです。繰り返しになりますから、特に雇用のための資金等をどうするかというのは重要だと思います。

もう1個の土地なのですけれども、これは前に中村委員や山野目委員からありました、それから議論もありましたように、かなり根本的な問題なのですが、それをやるのは長期

的になるとすると、ゾーニングだと思うのです。つまりゾーニングというのは、あくまでも地域の中でさまざまな主体が合意をしてやるということで、ゾーニングは法制度に基づく場合もあれば、自主的なルールで関係者がみんな合意したようなものであってもいい。ただし、何らかの形でルールもしくは規制というものに基づいたゾーニングがあってこそ、そこで所有をどうするかという問題が出てくると思うので、その部分は我々のこの委員会で、それこそ仕組みづくりを考えていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

事務局、何かありますか。

【国土管理企画室長】 今回、計画制度の話はとりあえず昨年度まで、今回一部積み残しはありますけれども、今いただいたような計画的な発想と計画ビジョンを地域でどのように合意しながらといったあたりにつきましては、計画制度を所管する立場としてもご示唆いただける部分は多いかと思いますので、そういったあたりでは、事例を収集する中でも留意しながら収集して、ぜひご議論いただければと思います。

【中出委員長】 福島県の三春町が集落ごとに集落の計画をつくって、それに基づいて開発するところと保全するところを決めているという紹介を受けたことがあって、都市部でいうと神戸市の市街化調整区域がそのような集落ごとの計画をつくって、調整区域でも一定程度開発するところと、完全に保全するところを決めるというような、まさにおっしゃるように法制度に乗らないルールづくりをして、これで45ページ目でいうと、仕組みの視点の黒ポツの3番目の関係者が共通の方向を向いて取り組むための計画という、このようなものがちゃんとできれば進められると思うのだけれども、ただ、これは実は相当気合の入った能力のある自治体というか、コミュニティでないとできない部分もあるので、その部分をどのようにするかということもあるとは思いますが、おっしゃることはよくわかりますので、法制化しようと思うと大変だから、地域のルールというので、ローカルルールがちゃんとできていれば、それでいいと思うので、そのあたりだと思います。

週に一度、月曜日、みんなで草刈りしようというだけでも大分違う。私の地元ではそうなのです。

ありがとうございました。それでは、ほか。どうぞよろしくお願いします。

【瀬田委員】 私は常々、全体的な視点というのは非常に大事だと思っていて、そのような意味では、今回事例として非常に私も勉強させていただいたことが多かったのですけ

れども、どのような問題に対して、どのような事例、先進的な手法が使えて、それを整理してみると、一般的な土地利用に関する問題というのは大体解ける。実際は地域によってもいろいろ問題の質は違うので、100%は難しいと思うのですけれども、一般的にいわれる土地の問題というのは、先進事例によって結構解けるのだという、少し包括的な事例の体系化のようなものが、僕はあったほうがいいと思っています。

そのような理由というのは3つぐらいありまして、1つは、先ほど先生方からのご意見もありましたが、全ての土地に対して頑張っコストをかけるわけにはいかない一方で、何も考えなくていい土地というのはないと思うのです。そこは事前にしっかり方針は決めて、その中で強弱を考えていくという姿勢が非常に重要だと思います。

そのような意味では、総合計画の空間化ということは非常に重要な考え方だと思いますし、他方で、私、選択的な国土利用というのは実はあまり好きな言葉ではなくて、何か使える土地だけ使いますというようなイメージがどうしても出てきてしまう。実際はそのような定義ではないかもしれないのですけれども、そこは、どの土地も何らかの形で方針を決めるという、そのような方針をつくるという意味でも、今回集める事例の体系化というのは必要だと思います。

それから、ほかの理由としては、私が実際お伺いした事例の中には、例えば団地の空き地の草刈りをしているのですけれども、そこは非常に活発にいろいろなところの草刈りをしてお金をもらって生計を立てている。その対象となる空き地というのが、周辺のほかの団地とか、あるいはほかのゴルフ場とか公園とか、そのようなところも結構ある。そうすると、その団地が頑張れば、すごくいい地域を高齢化の中でも保つことができるのだけれど、では、ほかの団地に仕事を取られているほうの団地は、どうやって生きていくのだというような話が多分出てくる。

その中で、事例だけ紹介しても、確かに頑張っているところはいいけれど、なかなか頑張れないところとか、先に仕事を取られてしまったところはどうするのだというような話が、そのうち出てくると思うのです。それに対して、全体最適のあり方のようなものも、今年度だけで出すのは難しいと思うのですけれども、少しそのようなものを出すという姿勢があったほうがいいのかなと思っています。

最後の理由は、ここは国の審議会の部会の委員会であって、全体的なことを最後に考えるのが国なのかなということは非常に強く思うのです。もちろん自治体でも考えなければいけないのですけれども、国土管理をほんとうに最終的に責任を持つというのは国である

とすると、国がしっかり体系的な対策を、今年度だけで完璧なものというのはなかなか難しいと思うのですが、そのようなものを出すという姿勢が非常に重要で、それをずっと何年もかけて取り組んでいくというのが大事なのではないかと思います。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。選択的土地利用のことについては、何かありますか。

【国土管理企画室長】 選択的な土地利用に関しましては、同じように切り捨てる発想で捉えられることが多いということで、我々の中でも担当者もいろいろな思いを持って捉えている言葉ですが、地域が地域の特性とか条件に合わせて、それぞれに合った土地利用を選択していくというのが主な意味合いかと思っていますので、そういった中では、コストをかけない工夫とか、いろいろなこともあるわけでございますけれども、そういった前向きに実態に合った解決策として、そういったものを捉えていけばいいのかなと考えているところでございます。

【中出委員長】 あと、事例はグッドプラクティスで、それでちゃんと網羅できているのかということ。演繹的な手法と機能的な手法を両方取り混ぜて、全体像を最終的には示すことが大事で、グッドプラクティスはほんとうにグッドプラクティスかどうか分からないから、実はグッドでなくても、ニュートラルなプラクティスでも、バッドプラクティスでもいいから、何でもとにかくやって、成功事例だけでなくも示して積み上げておくことも、それなりに大事だとは思っているので、そのようなことができるのは国しかないと思うので、ぜひ、そこはやってもらえればと思います。

それから最後、ここは国の委員会だから最後は国だというのは、ある意味、正しいところもあるのだけれど、実行部隊が市町村で、調整したり、広域的なものは含めて都道府県だとすると、国の役割は何かというと、僕は少し夢想的な部分もありますけれども、イギリスがよく都市計画などで出すプランニングポリーステートメントとか、プランニングポリシーガイダンスというようなもの、あれはどちらかというと少し強制力が強い面もあるのですが、そこまで行かなくても、我が国は今後10年間このようにやっていこうと思うとか、やっていきたいというものを正に骨太に出しておくことは必要で、そうしないと、それから全く外れたようなことを都道府県や市町村にやってもらっては困るということは言わなければいけないのだと思うので、国土形成計画とか国土利用計画というのは、その全体像は示しているけれど、道筋についてはなかなか示し得ていないとすると、ここ

の今年度もしくは来年度の議論で、そのあたりのところで最終的に、別にPPSとかPPGにならなくてもいいと思うのですけれども、国としてはというようなところ。昨年度の成果物についても、このような形でとりまとめているわけで、このような形でもいいですし、もう少し違った形でもいいから、国からの発信としてもらえればいいのではないかと私も思っています。

どうもありがとうございました。

では、飯島委員。

【飯島委員】 ありがとうございます。今まで先生方のお話を伺っておりまして、主体と土地と仕組みという、この3つの視点は切り離せないだろうと感じたということをお願いした上で、幾つか申しますと、まず主体の視点につきまして、一般論のレベルで、広田先生がおっしゃったイニシアチブだけでなくファシリテーターが必要であるということはもちろんそのとおりですが、都市部よりも農村部に重点を置くということになりますと、鳥獣被害などについて、誰でもできるわけではないだろうというようなことも、素人ながらに感じました。国民的経営というところも直にはきいてこないでしょうし、農村部ならではの人の確保の仕方を独自に議論する必要があるのかもしれないと思いました。

2点目は、土地の視点の中に、土地所有者の把握の問題が既に出ておりますけれども、合意について、ここで議論すべき事柄なのか、少し疑問にも思いました。まさに土地の視点に書いてありますように、地域住民と土地所有者の間でいろいろな意見や利害が対立する場面を想定しているとしますと、土地に視点を据えることで利害調整がうまくいくのか。先ほども委員長からローカルルールというお話がございましたけれども、ローカルルールが地域住民の側に寄ってしまう、土地所有者を悪とするような、そのような懸念もなくはない。利害調整の問題で言いますならば、そういったローカルルールがうまく機能するような仕組みを考えることは必要ですが、地方公共団体が何らかの制度的な対応をするとか、あるいは、強制加入団体のあり方を法律でもって対応するという議論も出てきておりますので、少し工夫が必要かとも思いました。

3点目は、仕組みの視点の中に交付金の話が出ておりますけれども、交付金制度の問題もここで議論するのか、お伺いしたく存じます。例えば柔軟性の確保などは、もちろんそのようなのですけれども、国民全体の負担で特定の地域を支援するからには相応の規律が必要だろうといったことを含め、交付金制度について、この会議で何らかの提言をするのか、教えていただきたいと存じます。

最後に、先ほど瀬田先生から選択的な国土利用について話がありました。私はむしろ、複合的な施策について少し引っかかるところがございます。1つだけではなくて組み合わせていくというのが重要であることは認識しておりますけれども、目的の面でも、手段の面でも、人の面でも、複合されてしまうということが責任の不明確化にもつながり得る。このことは制度設計などに至った段階で議論すべき事柄であるとは思いますが、若干の懸念もあることを念のために申し上げたいと思います。

以上でございます。

【中出委員長】 ありがとうございます。事務局から何かありますか。特に交付金のことについては、今、質問いただいています。

【国土管理企画室長】 交付金などにつきましては、それぞれ交付金の制度を持っているところで、それぞれ議論されるべき話だと思いますけれども、ただ、国土管理側からのニーズですとか、今年はずはこういった取組をどのように進めていくかというところではございますが、今後に向けてさらに論点になるようなところが提言的に提唱できるのであれば、そういったこともあるのではないかと感じております。

【中出委員長】 それから、土地の視点の、地域住民と土地所有者の関係といったときに、地域住民イコール土地所有者であれば議論すればいいけれど、不在地主であったり分からないときに、特に不在地主というようなことが地方だと多いわけですけど、それは冒頭で山野目先生からお話があったような、所有者不明でなくても公共の利用での可能性というあたりのところの議論で少し詰めていければというところもあると思いますし、都市部でも空き地の草刈りは土地所有者の義務化するというような条例をつくっているところもあります。そのような所有者がわかっている、わかっていない、ちゃんと管理されていないところをどうするのだというので、地域住民としては全体としてこのようなことをやりたいというあたりで、もう少しそれを普遍的な形で、土地の視点なのか、仕組みなのかかわからないのですけれど、そのあたりはまた次回とか、その次で議論していただければと思います。

ありがとうございます。

あと5分ぐらい時間があるので、今一通りワンラウンド皆さんからご意見をいただいたのですが、もう少しという方がおられれば、どうぞ。とりあえず、まずお二方から。

【土屋委員】 ごく簡単に、しかも前の話なのですけれど、意見で、1つ。一番初めで、ランド・バンクの話が出ました。実は、例えば森林などでも不在村所有が増えてきたり、

不明者が出てくると、バンクをつくらうというのがあるのですが、果たしてほんとうにバンクというのは機能しているのかというのは、私は結構疑問に思っていて、まずはバンクというのが大体アイデアとして出るのだけでも、ほんとうにそれが機能した、うまくいった例というのはどのぐらいあるのか。もしくは、それがどのような条件なのかということをしっかりやっておかないと、これは言っただけになってしまうと思っています。これは意見です。

もう1個、これも単なる意見なのですが、実は今回、野生鳥獣被害について、かなり事例を出していただきました。数年前なのですが、3年ぐらいにわたって、かなり集中してこの問題に取り組んだことがあります。これも意見なのですが、野生鳥獣被害をどうするかというのは、1つの事例として国土管理を考える際に、非常に重要な問題が全部入っているのです。つまり野生鳥獣の被害を考えるとすると、被害防除のような集落単位もしくは個人単位の話から、個体群管理なら流域ぐらい考えなくてはいけないもの。それから生息地管理というような形でもっと広い、場合によっては県をまたぐような、そのようなところまでで、これも住民組織から、もっと大きい組織、それから自治体や政府、そのようなところのガバナンスも関係してくるのです。

さらに言うと、例えばNPOのようなものが働く余地があるのだけれど、資金の問題も当然出てくるといった形で、最終的なところでは不在村の土地にはどうするのかという問題が出てくるので、ここのところをかなり事例として扱って突っ込んでみるというのはありかなというのは、これも個人的な意見です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

広田さん、お願いします。

【広田委員】 資料でいうと7ページなのですが、この真ん中のところの防災・減災の視点で災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限等、これにかかわる話なのですが、洪水とか津波の被害を受けたところ、あるいは受けるようなところは、多くが水田になっているようなところが多いのですけれども、今回の東日本大震災でもそうだったのですけれども、ここは水田に災害復旧するよりは、自然に戻したほうがいいだろうというようなところが結構あったのですけれども、結果としては、今の制度の中だと、災害復旧で原形復旧ということで、水田に戻して誰が耕作するのかというところが曖昧なまま水田を復旧して、防潮堤もつくるというような、このような例がいくつかあったのです。私自身はそちらの立場の人間なので、あまり言うてはいけないのかもしれませんが。

これは実は、河川の洪水被害でも、谷あいの水田だとか農地を単に原形に復旧するよりは、違う土地利用に、要するにもう少しコストのかからないものに戻したほうがいいだろうという場面が結構あるのですが、今の仕組みの中だと、原形復旧の考え方でかなりのお金をかけて、復旧した後も、その土地利用が使えるのかというあたりの不安を抱えたまま戻してしまうのです。

ですから、何かその辺の災害復旧の考え方を、国土管理の視点から、もう少し選択的災害復旧というか、創造的災害復旧というか、何かそのような視点が欲しいという感じが以前からしていて、この委員会で議論する話かどうかはわからないのですが、先ほどのゾーニングとも絡むのですけれども、国の責務とか、そのようなことをいうのであれば、その辺の仕組みにも何か言及できるといいのかなと思いました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。今のは結構大事なところだと思います。特に都市部については、うまくいくかどうかかわからないですけど、立地適正化計画で災害のあるところは排除はできないのですけれど一応踏み絵をして、特に浸水に関しては、うちは全部浸水想定区域だから、入れるけれどソフトに対応するとか、そのようなことは考えてはいるのだけれど、実は農地や自然地については、そのようなことをまだ議論する仕組みがないから、今ここで議論しておいたほうがいいでしょうし、災害が起きる前から自然復興のこともあると思いますし、そのあたりのところは、次のことも含めて、静岡県の内陸のフロンティアの議論とかもあってもいいと思うのですけれど、ぜひそのあたりも含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

ほか、よろしいですか。それでは、次の話題がもう少し残っているので、時間が余ったら最後に少しまた意見をいただければということで、その次に、資料4-2に基づいて、昨年度ご議論いただいたことの進捗と、今後のまとめる方向についてご意見を伺いたいということですので、事務局から説明をお願いします。

【国土管理企画室長】 それでは資料4-2につきまして、ご説明させていただきます。おめくりいただきまして2ページでございますが、この5月にとりまとめをいただきました概要は、先ほど申し上げたとおりでございますが、総合計画の空間化、地図に落とした総合計画のような形のご提言をいただいたところでございますが、3ページにございますが、その後、積み残し事項として、提言の中でもございましたのが、上の段、とりまとめの中でもアンダーラインを引いたところ、市町村と国、都道府県、周辺市町村との調整、広域的な視点の必要性などが積み残しになっていたというところでございます。

また、国土審議会の計画推進部会が、この5月に開催されておりますが、そちらの中の委員の意見としまして、市町村の境界を越えた広域的な視点について強調するべきではないかといったご意見もございました。

また、国土審議会が6月に開かれた場でも、賛成という意見とともに、災害リスクを勘案したランドデザイン、土地利用はぜひ考えてほしいといったご意見をいただいたところでございまして、この広域的視点とか災害リスクの観点を少し充実させていくこととしたらどうかということで、今後、市町村に提供していく事例として、幾つかの事例を取り上げたということで、次の4ページ、広域的な視点、あるいは災害リスクの考慮に関して関連する事例などをご紹介させていただければということで、次の5ページ以下にそれぞれ事例を挙げてございます。

まず、広域的な視点の必要性につきましては、新たな交通インフラも、リニアに代表されるように、整備されているようなところがございまして、こういった例えばリニアの新駅周辺では、一市町村にとどまらないような広域的な視点が出てくるということで、国土利用計画の長野県計画などでも、そのあたり広域的な視点を入れている。

あるいは下でございませけれども、飯田市の国土利用計画の中でも、飯田市にとどまらず、地域が一丸となってということで、連携の発想が入っているということで、こういったところをご紹介させていただいております。

続いて6ページでございませが、こちらは流域の視点でございまして、事例として滋賀県の琵琶湖の管理の関係でございませが、滋賀県の国土利用計画の中では、琵琶湖を中心とするということで連携の発想がございませが、琵琶湖の湖岸の大津市の国土利用計画などでは、県計画とか取組との連携ということで、広域的な視点を持っているということで、あと長浜市の総合計画などでも、そういった発想があるところでございませ。

7ページでございませが、そのほか広域的な視点の例としまして、生態系ネットワークの形成のような観点。こちらは関東での事例でございませが、関東地方整備局、関東農政局、関東地方環境事務所、あるいは周辺の自治体、そういった主体が協議会を設置して生態系ネットワーク形成に向けた取組の展開などを行っている事例でございませ。

また右側、広域的な景観形成ということで、木曾川流域の木曾川を挟んで相対する市同士の景観を通じた連携の事例も掲げてございませ。

続いて8ページでございませが、その他の都市圏という議論では、連携中枢都市圏といった広域的な都市圏の議論も進んでいますので、こういったところでビジョンを策定する

などの取組が進んでいるところでございます。また右側、観光圏につきましても、複数の市町村が連携した形で観光に係る取組をしているところがございます。

また、次9ページでございますが、その他市町村の境界を越えた広域的な視点の必要性などにつきましては、都道府県の役割としても、県が市町村計画の策定を支援するという発想があるのではないかとということで、愛知県などでは研修会を開催しまして、県下の市町村の職員の方々に集まっていただいて、こちらについては名古屋大学のGISを使った土地利用の研究をすすめていらっしゃる研究室にもご協力いただきながら、土地利用計画について一緒に考えていく、このような取組を進めております。

また、新潟県、長野県はもともと国土利用計画に関しては熱心な県でございますけれども、県下の市町村を集めた説明会とか意見交換などを実施しているところでございます。

続いて10ページでございますが、災害リスクを考慮した土地利用ということでございますが、災害リスクを考慮した国土利用計画の市町村計画の例としましては、昨年度の議論でも取り上げさせていただきましたが、静岡県富士宮市の事例でございます。こちらは土地利用構想図策定のために土地分級ということで、丁寧に土地の特性を拾い上げていまして、こういった中には土砂災害特別警戒区域ですとか、河川保全区域などを考慮しているということでございまして、これに基づき下のように地域を分けているところでございます。

続いて11ページでございますが、国土利用計画ということではないのですが、条例によって災害リスクへ対応している事例ということで、愛知県のみよし市の事例でございますが、こちらでは浸水のリスクなどを区域として組み込んでいるという事例でございます。

続いて12ページでございますが、静岡県伊豆市でも条例によりまして災害リスクに対応しているということでございまして、浸水想定区域については一定の規制をかけていくといったことを行っているということで、過去の狩野川台風の壊滅的被害などがあった地域中で、こういったことも行われたという事例でございます。

13ページでございますが、先ほど中出先生からもご案内いただきましたが、立地適正化計画の中でも災害リスクを考慮という発想がございますが、そういった事例ということで、幾つか探したものを以下にご紹介させていただいております。

14ページでございますが、大阪府の箕面市の事例でございますが、居住誘導区域から土砂災害の警戒区域を外している事例でございます。

続いて15ページでございますが、神奈川県藤沢市でございますけれども、津波の浸

水想定区域を居住誘導区域から外している事例でございます。ただ一方で、ご案内のとおり、江の島のつけ根のあたりですと、もう海岸まで開発が進んでおりますので、あわせてソフト施策なども導入しながら対応を考えているという事例でございます。

続いて16ページでございますが、こちらは青森県のむつ市でございます、こちらでも浸水区域を外しているという事例でございます、浸水区域を外しているという事例はそれほど多くはないのですが、幾つかある数少ない事例の中の1つということで、こちらをご紹介させていただいております。

そのほか災害リスクの考慮という観点では、関連するものにつきましては、次の17ページでございますが、国土強靱化の観点も非常に関連が深いということでございまして、今、国土強靱化につきましては、地域計画を各市町村や都道府県で策定することが推奨されてございまして、こういった取組とも連携をしてやっていくということも重要ではないかということで、こういったところも付記させていただいたところでございます。

こういったことを市町村向けに展開していければと考えてございまして、こういった中で、さらに加えるべきもの、あるいは市町村、都道府県などに伝えるのであれば、こういったことを考えたほうがいいのではないかと、もしそのようなご意見、ご示唆等あれば、賜れば大変ありがたいというところでございます。

説明は以上でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。国土利用計画、市町村計画については、5月にとりまとめをいただいて、今日も冊子でいただいておりますが、そのことについて3ページ目のところに今ほど説明があったように、広域的な視点の必要性、それからもう1つは、災害リスク等の考慮という、その2つがもう少し議論してもいいところということで、幾つか事例を含めて説明をいただいたわけですが、これについて、もう少しこのようなところはとか、このような事例も入れたほうがいいのかというようなことも含めて、ご意見ございましたら承りたいと思いますが、いかがですか。

お願いします。

【中村委員】 多分この2つに重なって、最近ずっと気にしていることがあります。北海道を去年3つくらいの台風が襲い、今年の九州の北部の災害も含めて、災害を受けている場所が中山間地というか、都道府県の川なのです。直轄の川は、むしろ整備が進んでいるし、ある意味、それほど被害を受けていないのですけれど、中山間地の部分でやられていて、今回のこの議論の中でいうと、中山間地の集落はばらつきますし、そのような意味

では、なかなかその整備率を上げていくというのは、人口が減って税収も減っていく中で、極めて難しいだろうという感じがしています。そうすると、そこで実は一旦受けとめてくれているから、下流側が安全だったということも十分考えられて、治水議論は基本的に下流から攻めていきますから、そのような意味では上流域の補助河川というのは安全率が低いわけです。

そのようなことを考えると、言い方は難しいのですが、都道府県の管理の場所であったり、市町村が、何らかの形で災害を受けとめる仕組みを土地利用的にもつくっていかないと、そこをまた直轄と同じような形の整備をしていくという理屈は多分通らないだろうという感じがしています。

しかも、この前の九州日田というのは林業的にはものすごくきちんと管理されてきた場所で、あれだけの流木災害、しかも山崩れそれ自体が起きて、直接斜面から流木を運搬してしまって、被害を拡大させたと感じます。森林の管理とか中山間地をどのような形で将来見ていくかというのは、災害と下流域の安全も含めて、すごく重要なのかなと思っています。

それほどぱっとした答えを持ってはいないのですが、キーになるのは今回2つ私が見てきた災害の中でも、今言ったような直轄ではなく、むしろ都道府県管理の部分が今一番災害リスクとしては高くなってきた。そこは人口が将来減っていく場所で、先ほど広田さんがおっしゃられたように、そこをまた復興、復旧という形で元に戻す議論をしていくと、今度は逆に人口が減っていて、そこは整備されてインフラはできても人が住まないといったようなミスマッチも起こり出すので、そこは重要なかなという感じがしています。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。もし、そのあたり、少なくとも市町村計画では普通はそのような川のことも知っているはずなので、そこも含めて、どのように考えていくか書いてもらえますか。

実は今おっしゃった、7月の水害のときに、魚沼市というところでNHKのニュースで三用川という川があふれたと。結構被害は大きいというか、水田だけなのですが、ただ魚沼市の職員の人も、その川がどこにあるのかがよくわからなかったという。それは上流が隣の市だったということで、注いでいるところは魚沼市だったので、それで準用河川か何かだったのです。同じようなことが起きていて、大体フリンジのところ、なおかつ管理が行き届いていないということもあって、そのような意味では、本川とかはみんな管理がされているけれども、そのような支川系のところが。皮肉なことに本川を守

るために支川があふれていることもあるのかもしれないのですけれど、それならもう少し本気になってリザーバーであるとか、田んぼダムがうまくいくとはあまりいわれていないのですけれど、そのようなことも考えなければならぬ時代なのかもしれないと思いました。

ありがとうございました。ほか、いかがですか。お願いします。

【土屋委員】 広域の話なのですけれども、広域の視点というのは、書いてあるとおりで非常に重要だと思っていて、ただ、広域の重要性というのは、おそらく自然資源もしくは資源の特徴や機能によると思うのです。例えば、広田さんも一緒に行っていたのですけれど、ニュージーランドなどの例だと、かなり森林だとか水だとか大気だとかというのは広域のリージョンでやって、土地利用、つまり農業とか生活のあたりはディストリクト、つまり日本でいう市町村に落とす。そこが一番の計画主体になってやるような形になっているのです。

つまり、例えば水資源や森林環境なり、流域やそれ以上のところまで含めたところについては、ある程度広域の視点というところに単に協議会などをつくるだけではなく、もう少し権限を戻す。今は基本的にいうと地方分権は市町村に下りていってしまうのですが、戻すことも考えなくてはいけないのではないかと。ただし、その場合、戻すといってもほんとうに戻すのはなかなか大変だと思うので、例えば一部事務組合とか、広域連合というような形で、関係市町村が一緒になって、そこのある程度の権限を委譲してやるような形をもっと活用すべきなのではないかと思っています。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

実は、計画推進部会の際に、調整は県がやるのがまず1つだろうと言ったら、もう少し、そうではなくて、隣接市との関係などで、今おっしゃったような一部事務組合とか広域連合、長野県などは大分進んでいますけれど、そのようなものもあると思います。

ただ、日本の場合ややこしいのは、ほぼ全ての行政職務が、警察も消防も全部市町村単位になっていて、これはヨーロッパとか、特にイギリスなどだとリバーオーソリティーとかポートオーソリティーとか、全然行政域と関係ない、流域で別の自治体をつくって権限を持っています。警察とか消防もほぼそうだと思うのですけれど。

日本は弱いまちや村は警察業務や消防業務を隣の市にはお願いしているけれども、決して自分の市の中が2つに分かれるということはないので、そのような意味でいうと、まとめるほう、アグリゲートするほうはできると思うのですけれど、1つの自治体の中に複数

の流域を持っていて、両方とも大事などというときにどうするのだとかいうのが結構大変かなとは思いますが、確かに広域のところ、今おっしゃった自然資源の特徴とか、自然だけではないと思いますけれど、何を相手にするのかということについて、広域の組み合わせを何を考えるのかということ、少し示していただければと思います。

経済的なつながりのところは、放っておいても結構みんな考えるのです。広域連合とかそのようなものは、県を越えてでも愛知県と静岡県はやっていますし、それから宍道湖の周り、米子と松江とか、経済的な結びつきのあるところは、そのようなことでやっていくけれど、そうではないような、まさに環境とか景観とか防災というのは、インセンティブが若干働きにくいところをどうするのかということも含めて、そのあたり、ニュージーランドの事例を、よろしいようならお聞きしてください。

【広田委員】 それに関連するのですが、広域連合というような話が出ましたけれど、これだけ想定外の雨が降って、岩手県も去年さんざんやられてしまったわけですがけれども、流域単位の防災コミュニティのようなものをつくって、協議会でもいいと思うのですけれども、その場合に、ある程度専門性を持ったスタッフがそこに張りつかないと、結局関係する自治体とか県も素人が寄り集まっても、だから無駄だというわけではないのですけれども、流域防災コミュニティをある程度コーディネートするような、専門的人材を張りつけられるような仕組みがほしいというのは。

【土屋委員】 一部事務組合とか。

【広田委員】 一部事務組合。そこで、そのような人間を例えば5年間雇うとか、国交省のOBさんなどにいてもらったらいいとは思いますが、そのような専門性を持ったスタッフの配置のようなことも、当然考えていかななくてはいけないのではないかと思います。

【中出委員長】 ありがとうございます。流域に関しては、地方整備局は、私はたまたま北陸地方整備局なので、北陸地方整備局は河川に関してはまさに流域を全部包括するような形で、本来新潟から福井の一部までなのですが、それが阿賀野川は福島県だし、信濃川はもっと上流までとなっているので、そのような意味では、地方整備局とか国がとりまとめをして、それを都道府県とか、あるいは今おっしゃった一部事務組合のようなものに下りていくとすると、仕組みもいけるし、今、広田先生が言われたように、それこそ地方整備局あがりの地元の優秀な技術者は山のようにいるはずですので、埋もれさせておくのはもったいないということがたくさんあると思うので、ぜひそのあたりは。

ありがとうございました。それこそ土地バンクは動かなくても、人材バンクは動くと思うのです。

【広田委員】 防災人材バンクですね。

【中出委員長】 ありがとうございました。よろしいですか。

それでは、おおむねの方向としては、事務局が提示したようなところでご了承いただいたということで、もう少し市町村ケースについてとりまとめるということで進めさせていただきたいと思いますが、最後に、特に前半の部分について、この部分を言い忘れたということがあれば、最後に承っておしまいにしたいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

それでは、時間ぎりぎりになりましたが、これで予定の時間が参っていますので、私の議事進行を終わらせていただいて、事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

【課長補佐】 ありがとうございました。

それでは、事務局から2点お知らせさせていただきます。次回以降の国土管理専門委員会につきましては、後日日程調整をお願いをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。また、本日お配りしました資料につきましては、席にそのまま置いておいていただければ、後ほど事務局から郵送させていただきます。

事務局からは以上です。

本日は、どうもありがとうございました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

— 了 —